

孤独・孤立対策に係る好事例動画作成業務委託仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った際は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

孤独・孤立対策に係る好事例動画作成業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

3 目的

NPO、企業・団体、行政等が連携して孤独・孤立対策に取り組んでいる好事例を広く共有するため、令和7年度に「つながる SAITAMA 大賞」を受賞した団体の動画を作成する。作成した動画は、「埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト」(※)に掲載する。

※埼玉県孤独・孤立対策ポータルサイト URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/kodoku-koritsu/index.html>

4 委託業務の内容

(1) 孤独・孤立対策に係る好事例動画について、以下の内容で作成すること。

- ア 令和7年度作成動画を参考に、統一感のある動画とすること。
- イ 委託者が指定する団体(3団体)について、現地でインタビューを実施し、撮影すること。
- ウ 尺は1本(1団体)あたり1～2分程度とすること。
- エ 動画に合わせたナレーション・BGMを挿入すること。
- オ 動画に合わせた字幕・テロップを入れること。
- カ 各動画のサムネイル画像を作成すること。
- キ 委託者との協議により、必要な場合は動画のキャプチャを提供すること。
- ク 編集した動画案制作後の校正は、1本につき3回以内とすること。

(2) 動画の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ア ウェブアクセシビリティに対応するため、音声で表現されている情報を字幕として付与すること。
- イ 委託者からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。
- ウ 使用期限を定めないこと。
- エ その他委託者から追加の要望がある場合は相談の上対応すること。

5 成果物の納品

受託者は、成果物を委託者へ提出するものとし、提出方法は以下のとおりとする。
なお、成果物の納品日の一か月前までに委託者の確認を受けること。

(1) 成果物

- ア 動画データ (MP4 ファイル)
- イ サムネイル画像 (JPEG、PNG ファイル等)
- ウ その他、委託者と受託者との間の協議により適当と認めたもの

(2) 納品先

埼玉県福祉部福祉政策課

(3) 納品期限

令和 9 年 2 月 26 日 (金)

※納品後であっても、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に動作・放映できない場合は、正常に動作・放映できる状態となるまで対応すること。

6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権 (著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む) 等はすべて委託者である県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 動画作成後に、動画に出演した者より動画が放映されることに不都合が生じる旨の申し出があった場合は、県と協議の上、対応を決定すること。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 業務報告

- (1) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、受託業務の業務内容の報告を求め、又は、必要な指示をすることができる。
- (2) 受託者は、受託業務の遂行が困難になった場合には、速やかに委託者に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたっての再委託については、以下のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - イ 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、委託者である県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。